

8,000Bq/kg以下除染土の公共事業への利用方針の撤回を求める意見書(案)

6月30日、環境省「中間貯蔵除染土壌等の減容・再生利用 技術開発戦略検討会」は、東京電力福島第1原発事故に伴う福島県内の汚染土などの除染廃棄物について、放射性セシウム濃度が1キロ当たり8,000ベクレル以下であれば、公共事業の盛り土などに限定して、全国で再利用する基本方針を正式決定した。

基本方針では、再利用は管理主体などが明確な「公共事業」に限定し、①工事中の作業員や周辺住民の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下とする ②工事終了後は、住民の1メートル離れた場所での追加被ばく線量を年間0.01ミリシーベルト以下に抑える、としている。

しかし、「原子炉等規制法」により、再利用できるとされる基準の「クリアランスレベル」は100ベクレル以下であり、厳重な管理が今も行われていることからすれば、8,000ベクレル以下は明らかな「ダブルスタンダード」と言わざるを得ない。しかも、この「クリアランスレベル」ではセシウム以外計33種の放射性核種を想定してそれぞれの濃度に応じて評価し、合算で基準濃度を超えないことが定められているが、今回は「セシウム」のみの評価であること、また、内部被ばく(核種吸い込みなど)や累積被ばくが考慮されていないこと、地震、台風等の災害時の対応など、問題点は多い。

さらに、こうした大量の除染土の存在自体が、「早期帰還」を前提としたものであり、被災者への支援打ち切りなど、無理な帰還の強制と結びついているものでもある。

除染土再利用は全国で行われる可能性がある以上、安易な除染土の再利用については、全国的な問題の共有と議論が必要である。

政府は、今回の除染土の公共事業への利用方針を撤回するよう、求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣
国土交通大臣
環境大臣 あて